

検疫感染症患者等に係る 医療機関との協定等について

令和6年8月30日
令和6年度第1回富山県感染症対策連携協議会

厚生労働省新潟検疫所富山空港出張所
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 経緯

感染症が発生した際に、円滑に隔離等による入院措置が講じられる体制の構築を目的として、「検疫法及」び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）の一部改正が実施



令和4年12月9日公布・令和6年4月1日施行

改正の要旨

本改正において、新型コロナウイルス感染症流行時における水際対策等の状況を鑑み、

- 水際対策、国内防疫における対応方法の変更
- 医療・防疫・水際対策に関わる機関における連携強化が明記

1. 経緯

検疫法の改正内容

○第15条第1項及び第16条第2項関係

隔離、停留の実施委託先について、感染症法に追加される第一種協定指定医療機関を追加すること。

○第23条の4関係

検疫所の行う隔離・停留の措置に係る医療機関への委託について、協定を締結すること。

○第23条の4第2項関係

協定の締結については、あらかじめ都道府県知事の意見を聴くこと。

○第23条の4第3項関係

協定を締結した場合には、都道府県知事に通知すること。

○第23条の5関係

検疫所と都道府県知事は、検疫所の実施する隔離・停留などの措置が円滑に行われるよう緊密に連携し、必要に応じて委託先の調整などを行うこと。

2. 協定への更新

改正後検疫法第23条の4に基づき、現行の「検疫感染症患者等に係る入院委託契約」について、「検疫感染症患者等に係る入院委託協定」への更新が必要

現行契約

- 富山県立中央病院（平成26年10月31日締結）
対象疾病：一類感染症及び新型インフルエンザ等感染症
- 富山市民病院（平成21年3月30日締結）
対象疾病：新型インフルエンザ等感染症
- 高岡市民病院（平成21年3月30日締結）
対象疾病：新型インフルエンザ等感染症

⇒今回の更新に伴い、直ちに「**検疫所における検疫感染症患者等を収容しなければならない**」ということを想定しているものではなく、新型コロナウイルス感染症流行時のような入院調整が必要な状況下において、**調整先の選択肢として確保しておくことが目的**

2. 協定への更新

「入院委託契約」と「入院委託協定」の違いについて①

感染症法改正に伴う

- 地方自治体等との連携
- 新型コロナウイルス感染症対応等を踏まえた指定感染症及び新感染症への対応
- 第一種協定指定医療機関の指定に伴い対象疾病が変更（追加）

現行契約

- 一類感染症
※第一種感染症指定医療機関に限る
- 新型インフルエンザ等感染症



新協定

- 一類感染症
※第一種感染症指定医療機関に限る
- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症（検疫法第34条第1項）
- 新感染症（検疫法第34条の2第1項）

2. 協定への更新

「入院委託契約」と「入院委託協定」の違いについて②

- 現行の入院委託契約書においては、申し出がない場合、1年間自動延長される旨の記載
- 国の会計は単年度予算主義であり、契約においては、1年毎の契約締結が必要

⇒新型コロナウイルス感染症対応における検証において、齟齬との指摘



実施する措置に関する内容を記載した「入院委託協定書」と
支払に関する内容を記載した「契約書」に分割

現行契約

- 入院委託契約書
(措置に関する内容+支払に関する内容)
※契約者から申し出がない場合、順次1年間の自動延長



新協定

- 入院委託協定書 (措置に関する内容)
※契約者から申し出がない場合、順次1年間の自動更新
- 契約書 (支払に関する内容)
※入院等が発生した場合に都度、締結

2. 協定への更新

「入院委託契約」と「入院委託協定」の違いについて③

厚生労働省健康・生活衛生局感染対策部企画・検疫課長通知「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について」（令和6年2月16日付け感企発0216第1号）における留意事項

「協定を締結するに当たっては特定の地域の医療機関に限定することなく幅広く検討すること」



現行契約の協定への更新に加えて、新たに医療機関との協定締結を検討中

現行契約

- 富山県立中央病院
 - 富山市民病院
 - 高岡市民病院
- ※各医療機関と個別に協議中
(都道府県知事からの意見聴取済)



新協定

- 富山県立中央病院
 - 富山市民病院
 - 高岡市民病院
- +α (検討中)**

ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。



3. 参考条文（抜粋）

検疫法

第十五条（隔離）

前条第一項第一号に規定する隔離は、次の各号に掲げる感染症ごとに、それぞれ当該各号 に掲げる医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該各号に掲げる医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

- 一 第二条第一号に掲げる感染症特定感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）又は第一種感染症指定医療機関（同法に規定する第一種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）
- 二 第二条第二号に掲げる感染症特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）又は第一種協定指定医療機関（同法に規定する第一種協定指定医療機関をいう。以下同じ。）

第十六条（停留）

第十四条第一項第二号に規定する停留は、第二条第一号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託し、又は船舶の長の同意を得て、船舶内に収容して行うことができる。

- 2 第十四条第一項第二号に規定する停留は、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関若しくは第一種協定指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができる。

第二十三条の四（医療機関との協定の締結）

検疫所長は、第十四条第一項第一号及び第二号に規定する措置（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。以下この項において同じ。）について、措置及び感染症ごとにそれぞれ第十五条第一項各号、第十六条第一項本文、同条第二項、第三十四条の三第一項本文又は第三十四条の四第一項本文に規定する医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備するため、これらの医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、当該医療機関が検疫所長からの求めに応じて第十四条第一項第一号又は第二号に規定する措置に係る入院の委託を受けることその他厚生労働省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するものとする。

- 2 検疫所長は、前項の協定（第二条第一号に掲げる感染症に係る措置に係る入院の委託に関するものを除く。次項において同じ。）を締結しようとするときは、あらかじめ、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 検疫所長は、第一項の協定を締結したときは、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対し、遅滞なく、当該協定の内容を通知しなければならない。

3. 参考条文（抜粋）

検疫法

第二十三条の五（入院の委託先の調整に係る検疫所長と都道府県知事の連携）

検疫所長及び都道府県知事は、検疫所長が第十四条第一項第一号又は第二号に規定する措置をとろうとするときは、当該措置に係る入院の委託先の調整が円滑に行われるよう、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第三十四条（検疫感染症以外の感染症についてのこの法律の準用）

外国に検疫感染症以外の感染症（次条第一項に規定する新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について、第二条の二、第二章及びこの章（次条から第四十条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。

第三十四条の二（新感染症に係る措置）

厚生労働大臣は、外国に新感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であつて同法第五十三条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。）が発生した場合において、当該新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかっていると疑われる者に対する診察を行わせることができる。この場合において、検疫所長は、検疫官をして当該診察を行わせることができる。

第三十四条の三（新感染症に係る隔離）

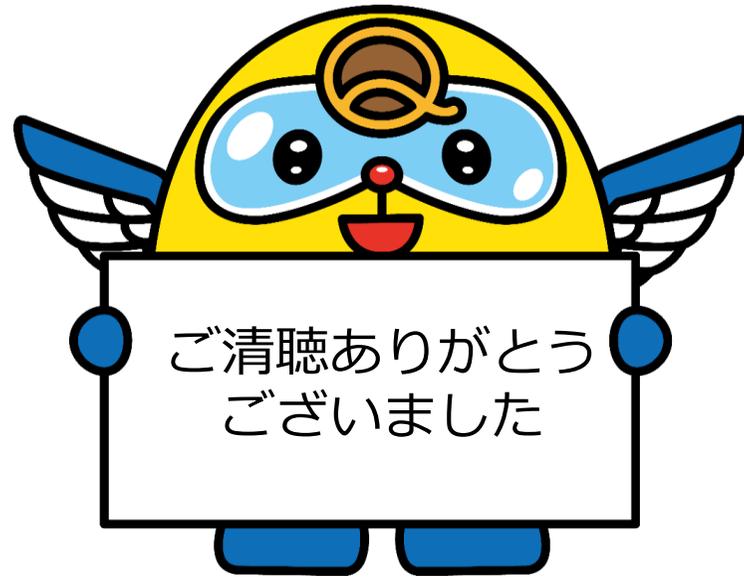
前条第三項の規定により検疫所長が実施する第十四条第一項第一号に規定する隔離は、特定感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

2 検疫所長は、前項の措置に係る者を当該措置に係る病院若しくは診療所に移送し、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

第三十四条の四（新感染症に係る停留）

第三十四条の二第三項の規定により検疫所長が実施する第十四条第一項第二号に規定する停留は、特定感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

2 検疫所長は、前項の措置に係る者を当該措置に係る病院若しくは診療所に移送し、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。



検疫所マスコットキャラクター：クアラン